

看護師学校養成所2年課程(通信制) 進学者に対する奨学金Q&A

貸与後に関すること

Q1:2年間の貸与を希望したが、2年目にはどのように手続きをしたらよいですか。

A1:2年間の貸与を希望された方には、貸与前に本会より手続きに関するお知らせ等を送付いたします。そのお知らせでご確認ください。

Q2:2年間の貸与を希望したが、2年目の貸与を辞退したいのですが。

A2:2年目奨学金の交付前であれば、辞退できます。本会ホームページより「辞退届(様式6)」及び「奨学金借用変更証書(様式7)」をプリントアウトして、必要事項をご記入の上、奨学金事務局に提出してください。

Q3:住所変更等の手続きはどうしたらよいですか。

A3:本会ホームページより「変更届(本人)(様式8)」をプリントアウトして、必要事項をご記入の上、奨学金事務局に送付してください。書類の送付をご希望される方は、奨学金事務局にお問い合わせください。

Q4:連帯保証人の住所変更等(連帯保証人自体の変更含む)はどうしたらよいですか。

A4:本会ホームページより「変更届(連帯保証人)(様式9)」をプリントアウトして、必要事項をご記入の上、奨学金事務局に送付してください。書類の送付をご希望される方は、奨学金事務局にお問い合わせください。

Q5:退学・休学しました(する予定です)が、手続きはどのようにしたらよいですか。

A5:本会ホームページより「変更届(本人)(様式8)」をプリントアウトして、必要事項をご記入の上、奨学金事務局に送付してください。書類の送付をご希望される方は、奨学金事務局にお問い合わせください。変更内容によって奨学生の身分を喪失した場合は、奨学金の返還が早まる場合がありますので、ご注意ください。

Q6:昨年貸与を受けて、今年返還が始まる予定です。どのようにしたらよいですか。

A6:提出された返還計画書に基づいて、10月1日より返還が始まります。返還開始前にお知らせを送付いたしますので、そちらでご確認ください。

Q7:返還の猶予について知りたいのですが。

A7:奨学生本人が、災害・傷病またはその他やむを得ない事由により返還が著しく困難となったときは、本会ホームページより「奨学金返還猶予願(様式13)」をプリントアウトし、必要事項をご記入の上、「その事由を証明する書類」と共に提出することにより、奨学金の返還期限の猶予が認められる場合があります。猶予期間は1年以内、さらに事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することが出来ます。但し、猶予できる期間は通算して3年以内とします。

Q8:繰り上げ返還の手続きはどうしたらよいですか。

A8:繰り上げを行うご希望の振替月の2ヶ月前までに、本会ホームページより「奨学金繰上返還申込書(様式12)」をプリントアウトして、必要事項をご記入の上、奨学金事務局に送付してください。